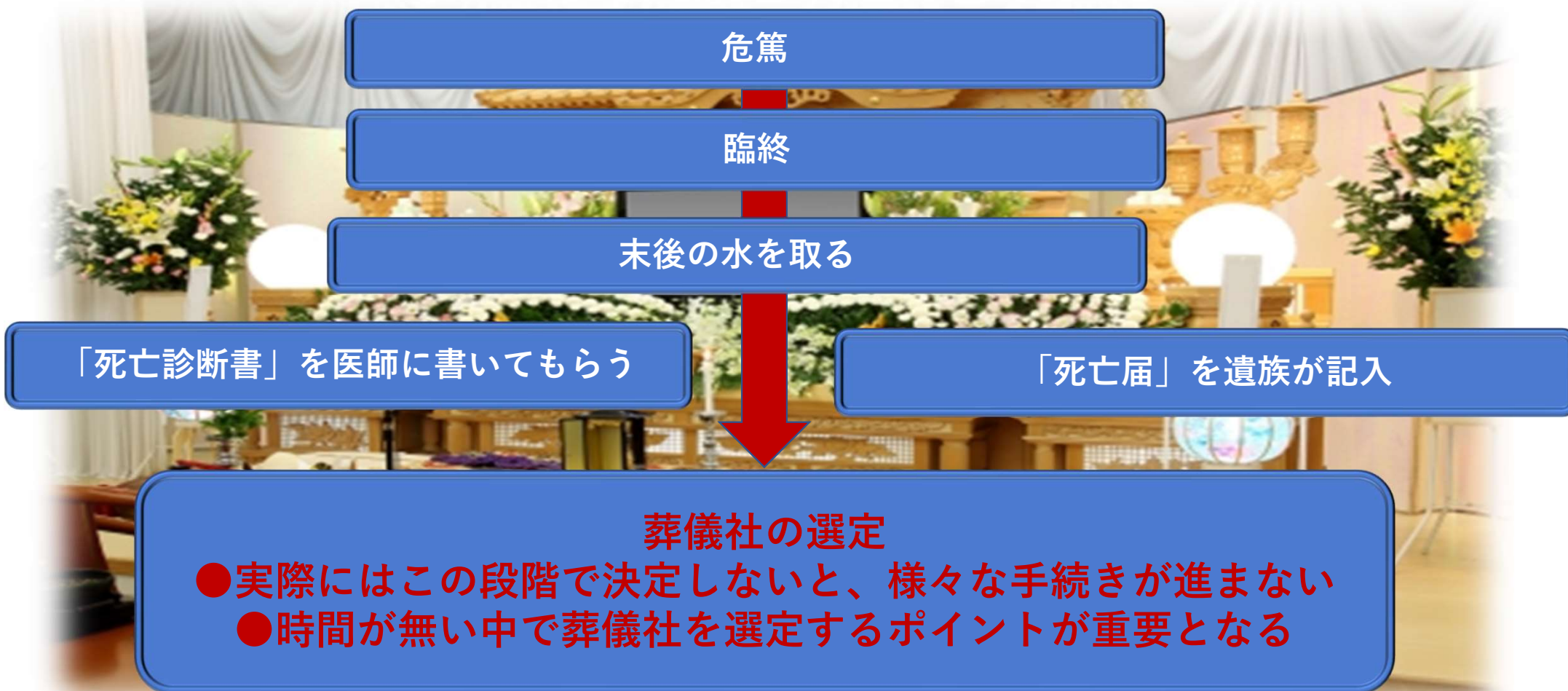




家族が亡くなった後の手続き①  
-臨終から納骨迄の基本的な流れ-

# 1. 臨終から納骨迄の基本的な流れ（概要）



## 葬儀社との打合せ

●どの様な葬儀内容にするのか？

●葬儀内容により、関係者への連絡等、今後の手続きが決まってくる

遺体の清拭・遺体の搬送

死亡診断書・死亡届（A3のセット書類）  
を役所に提出

火葬許可申請書（A4書類）を  
役所に提出  
（死亡届と異なり24時間受付でない役所あり）

火葬許可書が交付

火葬許可書を火葬場に提出

埋葬許可書を火葬場から貰う

埋葬許可書を墓地に提出

## 2. 危篤の段階で準備すること…

### ① 危篤の段階で知らせる相手

- 基本的に危篤を知らせる相手は「最後に立ち会って欲しい人」。
- 親戚に知らせるときは「**第3親等**」の方までが目安。
- エンディングノートがある場合は、記載事項を尊重する。

### ② 連絡する内容の4つのポイント

- 誰のことか
- 危篤であるということ
- 場所はどこか
- 連絡先はどこか



### ③ 連絡方法の基本

- 連絡は基本的には「**電話で行うのが良い**」とされています。
- この場合、深夜や早朝など「非常識」とされる時間帯でも構いません。

### 3. 臨終の段階で実施すること…

#### ①末期の水を取る

- 亡くなった人の「**口元を濡らす**」儀式。
- 水を含んだ脱脂綿を、故人の唇に当てる。
- 臨終に立ち会った人全員が行うのが原則。
- 順番：一般的には**故人との血縁の濃い順番**で行う
  - (1)配偶者
  - (2)故人の子供
  - (3)故人の両親
  - (4)兄弟姉妹
  - (5)故人の子供の配偶者
  - (6)孫



#### ②病院での「看取り」が73.9%(参考資料：厚生労働省平成28年度人口動態統計)

- 世界的にも類をみないほど「**病院での看取り**」が増加している
- 逆に、「自宅での看取り」は13.0%に過ぎない。

# 4. 死亡診断書・死亡届 (A3のセット書類)

## ①死亡診断書 (医学的・法律的に人の死を証明するもの：A3用紙右側)

- 病院や自宅で亡くなった場合：死亡を確認した**医師**が作成・署名
- 病気以外(事故等)で亡くなった場合：**死体検案書**を医師が作成(用紙同じ)
- 作成してもらったら、日時や名前等の**間違いがないか確認**する。

## ②死亡届 (死亡診断書発行後に遺族が記入：A3用紙左側)

- 7日以内**に以下のどちらかに提出 (**役所は年中無休で24時間対応**)
  - (1)死亡地
  - (2)故人の本籍地
  - (3)届出人の住所地
- 届出は、配偶者・親族・喪主以外に、「**葬儀社が代行**」することも可能。

## ③死亡診断書・死亡届のセットは様々な局面で使用

- 提出前に多目に**コピー**を取っておくことが重要。
- 生命保険寺払手続き等々コピー不可⇒「**死亡届の記載事項証明書**」発行由請

